

# 2021年度 税制改正要望書

2020年10月

一般社団法人 電子情報技術産業協会  
会 長 石塚 茂樹

# はじめに

デジタルサービスを活用したビジネスモデルへの変革が世界中で起こっており、この変革を取り込んだ企業とそれ以外の企業では競争力の差が大きく開くことから、この変革の流れを取り込むことが、国際競争力強化に向けて極めて重要。

新型コロナウイルスにより、遠隔・非接触・非対面のデジタルサービスを活用したニューノーマル社会を早急に構築しなければならない状況。

他方、我が国においても、デジタルトランスフォーメーション（DX）の遅れから、ビジネスモデル・産業構造の変化への取組み等を推進することが、「成長戦略実行計画2020」においても明記。

このようななか、当協会としても、デジタルサービスの根幹を支えるソフトウェアをはじめとした研究開発や柔軟な組織再編の促進等、ビジネスモデル変革の後押しに向けた税制面での支援を要望。

# 2021年度 税制改正要望

1. 研究開発税制の拡充
2. 株対価M&Aに係る株式譲渡益の課税繰り延べ措置の本則化（事前認定の廃止）
3. 繰越欠損金における繰越期間の延長（現行10年→20年）
4. 技術研究組合の所得計算の特例措置の延長

# 2021年度 税制改正要望

## 1. 研究開発税制の拡充

① 自社利用ソフトウェアのうち、クラウド等の顧客にサービスを提供するためのソフトウェア開発費（製品開発のために用いられる検証ツール等も含む）を試験研究費の対象とすること。なお、クラウド等のサービス利用についても支援する税制措置を創設すること。[質的拡大]

✓ ソフトウェア開発は、売り切り型のパッケージソフトから  
**AI活用等のクラウド型サービスへシフト**

コロナを契機として、この流れはさらに加速

### ○上記ソフトウェア開発費は研究開発税制の対象外

#### 自社利用ソフトウェア（サービスプラットフォーム開発費用等）開発費の扱い

将来の収益獲得又は費用削減にならないことが明らかなもの（限定）

将来の収益獲得又は費用削減になることが確実or**不明**

発生時の費用を損金算入

資産計上

試験研究費に該当する

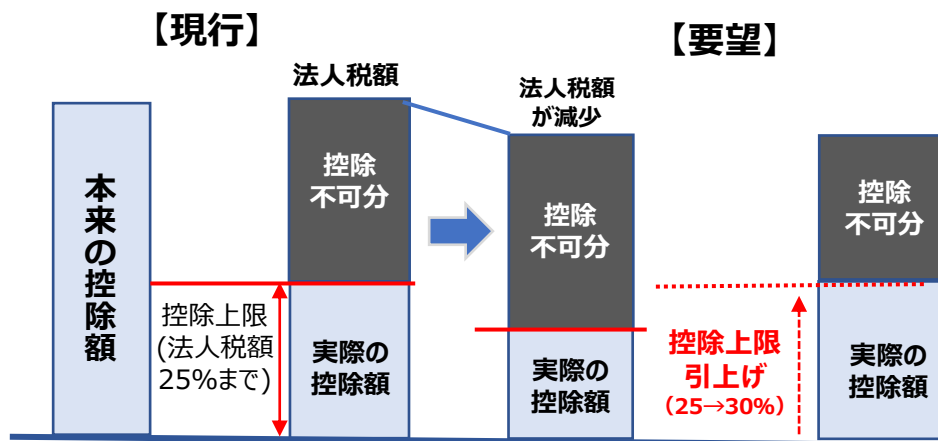
試験研究費に該当しない

### ○各国研究開発税制におけるクラウド型のSW開発費の取扱い

各国比較	米国	中国	日本
クラウド型サービスソフトウェア開発費の試験研究費扱い	対象	対象	対象外

② 総額型における控除上限の引上げ  
（現行法人税額25%→30%）[量的拡大]

✓ 研究開発投資は中長期的な成長の源泉であり、短期的な変動に関わらず一定規模の投資を維持することが必要。



### ○各国研究開発税制における控除上限の制度比較

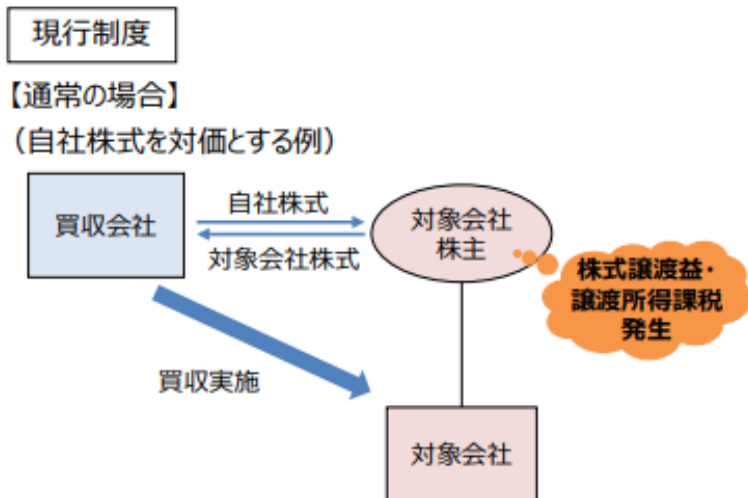
各国比較	米国	英国	仏国	韓国
控除上限	他の政策減税とあわせて、法人税額の75%程度の上限	無	無	無

出所：H30年度 海外主要国における研究開発税制等に関する実態調査（METI/KPMG）

# 2021年度 税制改正要望

## 2. 株対価M&Aに係る株式譲渡益の課税繰り延べ措置の本則化（事前認定の廃止）

- ✓ 大胆な事業再編の促進を目的として、平成30年度税制改正において、株式対価M&Aに係る株主の株式譲渡益課税の繰延制度が創設。一方、M&A実務にそぐわない事前認定を受けることが要件となっており、現行制度では認定実績が増加しない状況。
- ✓ 昨年度の税制改正大綱においても、会社法制の見直しを踏まえ、組織再編税制等も含めた理論的な整理を行った上で、必要な税制措置について引き続き検討する事が明記。
- ✓ 新型コロナウイルスの影響により、ビジネスモデル変革の前倒しやデジタルサービスが求められるなか、設備・開発・M&A投資が必要であり、柔軟な組織再編に向けて、キャッシュを使用しない株対価M&Aは有効。
- ✓ 現状、租税特別措置法となっている本税制措置について、事前認定を必要としない、円滑な事業再編を促進できるよう、本則化を要望。



出所：METI産業組織課資料より抜粋

### （現行制度上の問題点）

- 事前認定が必要であり、M&A実務にそぐわない。  
（※特別事業再編計画の認定）
- 余剰資金内の規模の買収事案しか対応できない。
- 対価として親会社株式以外は対象として認められていない。
- 子会社株式の買い増しが認められてない。
- 投資先事業ポートフォリオ要件として、成長性・新規性に限定。

# 2021年度 税制改正要望

## 3. 繰越欠損金における繰越期間の延長（現行10年→20年）

- ✓ わが国の欠損金の繰越期間は10年。他方、他国は無期限など諸外国と比べて不利な状況。
- ✓ 今回の新型コロナウイルスの影響により、米国では繰越欠損金制度の緩和（控除上限80⇒100%への引上げ）、独国では繰戻し還付の上限の時限的引上げ等、制度自体の緩和を実施。

- ✓ 我が国においても、経済回復後を見越したリスクの高い事業への投資を促進させるために、少なくとも繰越期間の現行10年を20年へ延長するよう要望。

### ○繰越欠損金制度における繰越期間（各国）

各国比較	日本	米国	英国	独国	仏国
繰越期間	10年	無期限	無期限	無期限	無期限

### ○新型コロナウイルスの影響による諸外国の繰越欠損金制度の緩和策

国名	緩和策
米国	・5年間の繰戻し還付を認める／使用制限の引上げ（80%→100%）
独国	・繰戻し還付の上限の時限的引上げ

## 4. 技術研究組合の所得計算の特例措置の延長

- ✓ 技術研究組合が、試験研究の用に供するために取得し、または製作した機械設備（固定資産）について、帳簿価格を1円として財産目録に圧縮記帳する特例措置の適用期限の延長を要望。